

教育厚生委員会会議録

日時 平成26年3月6日(木) 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後3時44分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 塩澤 浩
委員 中村 正則 前島 茂松 山下 政樹 大柴 邦彦
高木 晴雄 望月 利樹 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 高野 孫左工門 教育長 瀧田 武彦 教育次長 堀内 浩将
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 秋山 孝 福利給与課長 雨宮 貴
学校施設課長 内藤 正浩 義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 赤池 亨
新しい学校づくり推進室長 大塚 克秀 社会教育課長 近藤 周利
スポーツ健康課長 上野 直樹 全国高校総体推進室長 清水 義周
学術文化財課長 田中 禎彦

議題 (付託案件)

- 第5号 山梨県いじめ防止対策推進法施行条例制定の件
- 第20号 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第21号 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例中改正の件
- 第23号 山梨県社会教育委員に関する条例中改正の件
- 第34号 山梨県立青少年センター設置及び管理条例等中改正の件

請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて
請願第25-12号 「高校無償化」への所得制限導入に反対し、「教育費無償化」の
前進を求める意見書採択について

(調査依頼案件)

- 第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係
のもの及び第2条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。

また、請願23-1号及び請願25-12号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時1分から午後3時44分まで(午前11時50分から午後1時4分)

まで、午後2時44分から午後3時6分まで休憩をはさんだ)教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中教育厚生委員会関係のもの

質疑

(ふるさと山梨郷土学習推進事業費について)

塩澤副委員長 何点かお尋ねしたいと思います。まず、教22ページ、ふるさと山梨郷土学習推進事業費についてですが、もう少し詳しく、どのような考え方と目的でこの事業を行うのか、まずお伺いしたいと思います。

渡井義務教育課長 ふるさと山梨郷土学習推進事業の目的は、21世紀を担う山梨県の全ての児童生徒が郷土への関心を深め、郷土を愛し、郷土に誇りを持てるような心情をより豊かに育むため、この事業を展開するということでございます。

塩澤副委員長 今、山梨県は、富士山世界文化遺産登録が実現して、全県を挙げて構成遺産や保全など一生懸命取り組んでいると私も認識しています。このふるさと山梨郷土学習推進事業の目的からいうと、まさに授業や学校の教育の中で富士山のことを取り入れるべきではないかと思いますが、その辺どうでしょうか。

渡井義務教育課長 現在、社会科を中心とした教育課程上で、小学校でも中学校でも富士山のことを学ぶ授業は全ての学校で行われております。富士山が世界遺産になったということもございますので、ふるさと山梨郷土学習資料の中にも、富士山の世界遺産の特集というコーナーを入れ、各学校で富士山、また世界文化遺産についての学習をかなり進めていますし、これからも進めていきたいと考えております。

塩澤副委員長 世界文化遺産登録され、いろいろな人が来るわけです。そういったときに、やはりおもてなしの心ではありませんが、子供から富士山のことについても話ができる態勢づくりも必要だと思います。その辺について、今後、授業の中に十分に取り入れていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

渡井義務教育課長 そのことについては、富士吉田市では必ず富士山の学習をすることになっておりますし、また、ほかのところでも山梨県の宝ですので、今の委員の御意見等を参考にしながら、より学校教育の中で富士山の教育が行われるように取り組んでまいりたいと思います。

(学力向上推進事業費について)

塩澤副委員長 では、次の質問に移りたいと思います。教22ページの学力向上推進事業費について伺います。児童生徒の学力向上は本県にとって大変重要な課題で、最優先で取り組んでいくことが大事だと思っております。そのような中で、昨年の全国学力・学習状況調査では、中学校の国語以外は平均点を下回ったという

結果になっています。また、この調査の中で、家庭での学習時間が少ないということも明らかになっています。こういう状況を踏まえて、本県の児童生徒の学力向上に対して今現在どのように取り組んでいるのかお伺いします。

渡井義務教育課長 教22ページの学力向上推進事業でございますが、今まで本県が取り組んできました学力向上の対策をさらに進めていきたいという考えで起こしている事業でございます。特に今、委員御指摘のありました家庭学習を含めて、基礎学力の定着、学習習慣の定着は喫緊の課題と考えております。そのために、学力向上フォローアップ事業を導入し、放課後や土曜日等を活用して補習的な学習支援をしていきたいと考えております。これは3年計画で行う予定であり、市町村が主体的に学力向上の支援を推進していけることを目指し取り組んでいきたいと考えております。

塩澤副委員長 今回の説明の中でもありましたが、学力向上フォローアップ事業、これは補習的な授業、学習が中心で、指導に当たる人もある程度優秀な人材を確保していかなければならないとのこと。そのような指導に当たって、今現在どのような人材を充てていくのかを具体的にお願いします。

渡井義務教育課長 この事業につきましては、目的は先ほど申し上げましたが、市町村への委託になりまして、基礎学力の定着と、わかる喜びを知って学習意欲を高めることを狙いにしております。児童生徒の指導に当たっては、退職教員や教員志望の学生等を考えておりまして、教育に対する知識と情熱をあわせ持ったすぐれた人材の活用をしていきたいと考えております。

塩澤副委員長 いろいろな人材を活用されるとのことですが、学力向上に向けては、若い人々を担っていく教員の養成、育成も必要かと思えます。県教委として、これからの教員の育成に対してはどのように考えているのでしょうか。

渡井義務教育課長 そのことについても大変重要な視点だと考えております。経験が浅い教員や若い教員の資質向上も図っていく必要があります、それには経験豊かな教員の授業技術や指導方法を伝えていくことが大変有効であると考えています。そのために、若手教員グロースアップ事業を推進していく予定であります。これはすぐれた指導力とか豊富な経験を持つ退職教員を指導者とし、各学校を直接訪問しまして、経験が浅い3年以内の若手教員を対象にして、学習指導や生活指導などをあわせて指導する中で、指導力の向上を図っていきたいと考えております。

塩澤副委員長 学力向上に向けて、そのようにさまざまな対策をとっていただくことは重要だと思えます。ぜひ一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

先程、3年間、退職教員を使うという話がありましたが、これは再任用などに関係するものなのでしょうか。

渡井義務教育課長 現在行っている再任用の制度とは、別のものと考えております。再任用の教員につきましては、実際に学校現場に入りまして普通の教員と同じように指導しますが、この事業は放課後や土曜日等を使った指導になりますので、再任用は別のものと考えております。

(いじめ・不登校対策事業費について)

塩澤副委員長 では、次の質問ですが、教23ページのいじめ・不登校対策事業費について

伺います。いろいろな報道でいじめが原因によって痛ましい事件が年がら年中出ているわけですが、そういった報道が出るたびに多くの人が心を痛み、私も同じような気持ちになります。そのような中、昨年の12月に公表された文部科学省の調査によりますと、昨年度の県内の小中学校の認知されたいじめの件数が3,505件、前年度の6倍近いということで大幅に増加したとのことです。県教委として、どうしていじめが6倍にふえてしまったのか、その辺の把握をどのようにとられているのか、まずお伺いしたいと思います。

渡井義務教育課長 いじめにつきましては、まず文部科学省でいじめを認知するための定義がございます。それによりますと、当該児童生徒が学級や部活動などの人間関係のある者から冷やかし、仲間外れ、たたく・蹴るなどの攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものと定義されております。なおかつ、それがいじめに当たるか否かという判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことになっておりますので、県としましては、細かなアンケートをとったり、個別面談をする中で子供たちがそう感じているものは全ていじめと認知して調査した結果が6倍という数値になったと考えております。

塩澤副委員長 いじめというのは、やる側ももちろんわからないようにやるのがいじめで、中には軽微なもので、やった人も自分ではいじめと思っていないこともたくさんあって、何がいじめと客観的に見るのはなかなか難しいと思います。先生方は、そういった中でも子供たちを継続的に、本当に細かい目でしっかりと見ていくということをやっていると思いますが、何がいじめで、何がいじめではないかも見きわめなければならないと思います。そこで、いじめの実態をどのような方法、考え方で把握されているのか伺います。

渡井義務教育課長 委員御指摘のように、まず日常の細かい観察が一番大事なことになると思います。ここでささいなものも見逃さないようにするわけですが、それだけですとやはり見つけられない部分もございますので、先ほども少し申し上げましたが、アンケート調査を行って、子供たちが言えないことも書いてこられるようにしたり、あるいはケースによっては個人面談もしながら、細かく発見に努めております。特にアンケート調査につきましては、今年度は小学校も中学校も高等学校も全て100%の学校で行い、対応しております。

塩澤副委員長 一生懸命そうやって細かいところまで見ているとのことですが、御承知のとおり、去年9月にいじめ防止対策推進法が施行となり、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することが明記されたわけでありまして。これを受けて今までいろいろ対策ももちろんやっていることはわかっておりますが、改めて県教委としてこれに対してどういった対応をしているのか伺います。

渡井義務教育課長 県の教育委員会としましては、いじめ防止対策推進法を受けまして、山梨県はいじめ防止等のための基本的な方針を今年度中に策定する予定でございます。それを受けて、学校と市町村教育委員会と警察等の関係者で構成します山梨県いじめ問題対策連絡協議会を設置しまして、関係機関の連携も図ってまいりたいと考えております。また、各学校においては基本方針をやはり策定して、いじめ問題に学校全体で組織的に取り組むことが必要でございますので、県としてそのように指導していきたいと考えております。以上です。

塩澤副委員長 そうやって協議会などを開催して、いろいろなことに取り組んでいただける

ということですが、いじめというのは、各児童生徒、加害者と被害者でも、そこへ至るまでには、一つ一つの事案が全部同じではなく、それぞれにいろいろな背景があると思っております。だから、しっかりと一つ一つの案件、事案に対して丁寧に見守ってやっていただきたいと思います。

また、今、関係機関の話もありましたが、しっかりと連携して取り組んでいただきたいと思います。今後も本当に細かいところまでしっかり見ていただいて、いじめの早期発見と撲滅、解消に向けて取り組みを強化していただきたいと思います。大変難しいかと思いますが、未然防止と解消に向けて今後どのような対策をとっていくのか最後に伺いたいと思います。

渡井義務教育課長 県では先ほど申し上げた基本方針に基づきまして、まずは学校の中で道德の時間がございますので、道德の時間を中心に、学校教育全体を通して、生命のとうとさや、思いやりの大切さ、このようなことを指導して未然防止に努めてまいりたいと思います。また、もし起こってしまった場合につきましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも配置してございますので、そういう者を活用しながら、児童相談所、時には警察とも連携を図りながら、一層、教育相談活動の充実に努め、早期発見、早期解消に向けて努力を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

(やまなし読書活動促進事業について)

高木委員 課別説明書の教34ページ、やまなし読書活動促進事業について伺いたいと思います。文字活字文化の振興を図ることや、子供の読書の活動の推進を図ることは大変重要なことだと認識しております。県では県民の読書活動の状況についてどのように認識しておられるのかまずお聞きしたいと思います。

近藤社会教育課長 それでは、今の御質問に対してお答え申し上げます。5年ごとに総務省で生活基本調査を実施しておりますが、その結果によりますと、本県の趣味としての読書の率が35.7%ということで、全国平均の39.5%に対して約4ポイント下回っているという現状でございます。それを鑑みまして、県民の読書活動の底上げが必要であると考えております。

高木委員 全国に比べると、今話があったように4ポイントぐらい下がっているのとことから、ぜひこの改善に向けても一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

このやまなし読書活動促進事業では、本を贈る習慣を定着させるために、イベントの開催を考えているようです。新規事業でありますし、なじみがないというか、私たちもよくわからないのですが、本を贈る習慣とはどのようなものなのか教えていただけますか。

近藤社会教育課長 委員御指摘のとおり、本を贈る習慣は日本におきましては大変なじみの薄い状況でございますが、スペインのカタルーニャ地方では、親しい人に本を贈るという記念日がございます。この風習につきましては、サン・ジョルディの日ということで日本にも紹介されておりますし、この日がユネスコにおきまして世界本の日と制定されているところでございます。読んで感動した本を家族や親しい人に贈るとことは感動を共有するということであり、きずなを深めることであると考えております。本を贈る習慣の定着によりまして、本県の読書活動の推進を図りたいと考えているところでございます。

高木委員 サン・ジョルディの日や世界本の日というのを初めて知りましたが、そもそもこの事業では具体的にどのようなことを行うのか教えていただけませんか。

近藤社会教育課長 具体的には、新年度の取り組みでございますが、こういう思いで本を贈ったという本を贈った方のエピソードや贈りたい本への一言メッセージなどの募集を行うことを考えております。また、県立図書館の開館記念日であります11月11日にイベントを企画し、県内各地で行われております阿刀田館長の館長企画事業におきましても、本事業の紹介を行うことを考えております。このほか、ボランティア団体であります県立図書館協会や県内の公共図書館等においても、関連イベントの開催を依頼することを考えているところでございます。

高木委員 非常におもしろい活動だと思いますので、ぜひ幅広く県民の側に浸透するように活動の輪を広げていただきたいと思います。

それと、読書には、知識や情報を得たり、一方でみずからの人生を歩む上で必要となる教訓や感動を得ることも本の役割であると思います。生きていく中で苦しいことやつらいことにたくさん遭遇するわけですが、そういったときに先人の経験や体験などを本の中から教訓として自分が身につけておくことでいろいろ問題解決にもつながるとも考えます。ますます混迷する社会でもありますし、複雑多岐にわたる社会、そういう中をたくましく、またしなやかに生きるために本は大変に役立つものだと思います。みずからが読んだ本あるいはその本で感動したものを共有財産として親しい人に贈る、そしてまた一緒に共有していくというのは大変意味深いものだと思います。この事業について県ではどのような意気込みで取り組んでいくのかお聞きします。

近藤社会教育課長 ただいま委員御指摘のとおりと思いますが、本事業につきましては、今までの読書推進を一步踏み込んだ新たな取り組みとして御提案をさせていただいております。本県の読書活動の底上げを図る事業として一定の効果があるものと考えております。読書活動の推進に向けてより一層努力して取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

高木委員 昨年11月17日に行われた県立図書館の開館1周年記念事業の中で、阿刀田館長の友人の浅田次郎さんのお話の中で、読書の大切さ、あるいは読書は非常に楽しいものなのだという事を盛んにおっしゃられておりました。私もなるほどと思ったわけです。県もいろいろな施策を展開されている中で、最後に教育長に、県民の風土として読書活動あるいは読書習慣がさらに身につけていくために、どのような施策をこれから展開されていくのかお伺いしたいと思います。

瀧田教育長 ただいま委員から読書の効能として、たくましくしなやかにというお言葉をいただきました。学校教育を通じて当然知的な醸成ももちろんでございますし、将来にわたってたくましくしなやかに生きるために、読書の効能は大きいものがあると思います。県立図書館はロケーションのよいところでできたということもございまして、すばらしい館長さんに来ていただいたということもあり、私どもも精いっぱい努力しておりますが、今後とも委員の方々の御協力もいただく中で、人材を育てるという意味で読書活動の推進をしてまいりたいと思います。以上でございます。

(公立高等学校就学支援金について)

望月(利)委員 教29ページの、マル新、公立高等学校就学支援金についてです。平成25年11月に国の法律が改正され、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が一部改正され、授業料不徴収制度が残念ながら廃止されたということです。これを受けて県でも条例の一部改正が、おそらく後で出てくる第21号議案の中で御説明があるかと思えます。授業料無償化が廃止されて、今度、授業料が有償化になるということで、先ほども高校有償化に対し授業料相当額を助成するという説明もあったとおりです。まず、就学支援金の対象となる生徒が何人ぐらいになるのかをお聞かせください。

赤池高校教育課長 まずこの4月1日から授業料を徴収することになりますが、全日制の場合は月額9,900円です。定時の場合は単位制ですので、1単位当たり授業料を徴収します。定時制の場合は1,620円、通信制の場合は1単位310円徴収してまいります。その際に、保護者が2人いる場合、保護者の収入の合計が、おおむね910万円未満の場合には、支援金の対象になり授業料が免除になるという内容です。

26年度の高校生の定員ですが、全日制、定時制、通信制合わせまして7,100人であります。実際はもう少し少なくなってきますが、国の予想ですと、おおむね20%が授業料を払う側になり、つまり、無償化は残りの80%ですので、無償化の対象になる生徒は大体5,700人程度、残りの1,400人の生徒に払っていただく想定をしております。

望月(利)委員 この就学支援金を支給するためには、保護者もしくは生徒さんがどのような手続を行えば支給されるのか具体的にお聞かせください。

赤池高校教育課長 今日高校入試をやっている最中ですが、来週発表になります。高校入試が発表されて合格者が決まったところで、各高校では合格者を集めてオリエンテーションをします。その際に生徒に説明しますが、4月入学式はほとんどの学校が4月8日ないし9日にございます。入学式から二、三日後、4月10日ごろをめどに考えておりますが、その日までに申請書と前々年度の課税証明書を出していただき、そこで1つの審査がございます。次に、7月になりまして、今度は前年の課税証明書を出していただき、それが2度目の申請となります。その申請書を出していただいた者については、審査が終了するまでは支援金は一時免除したり猶予したりします。

910万円を超えと思われる家庭の場合は、4月から授業料を払っていただくこととなります。以上です。

望月(利)委員 手続が結構煩雑な部分もあると思えますので、漏れのないようにしていただきたいと感じております。

また授業料に話が戻りますが、全日制の授業料は月払いなのに対して、定時制や通信制の授業料は単位当たりと定められているとのことですが、授業料はこれまでどういう徴収方法をされていたのかお聞かせください。

赤池高校教育課長 先ほど全日制は月払いと御説明しましたが、定時の場合は単位制ですので、4月当初に履修科目を登録します。全日制の場合は毎日6時間週5日で30時間がほとんど全員なのですが、定時制の場合はそれぞれの生徒の学習の様子によって申告する科目の単位数が変わってきます。平均は年20単位で、4年で80単位が多いわけですが、生徒によっては20単位未満であったり、それを

超えることがあります。そのような関係で、4月の履修科目時に私がもし20単位取るのであれば、先ほどの単位の単価に20倍を掛けた金額を一括で徴収するのがこれまでの徴収方法です。以上です。

望月（利）委員 全日制と定時制の授業料の徴収方法が異なっていますので、支援金の充て方もおのずと異なってくると思いますが、就学支援金の恩恵は同じように全生徒が受けられることが大事だと思います。それぞれの課程においてどのように支援金を充てていくのかお聞かせください。

赤池高校教育課長 先ほどの説明にもありましたが、4月の時点で申請書、課税証明書を出していただきますので、その時点で申請書を出していただいた生徒については、審査結果が出るまで支援金で授業料は充てますので、審査結果が出た6月以降7月に入った時点で受給資格のない者については、全日制の場合ですが、4、5、6月分をまとめて7月に払っていただきます。ですから、資格がない者については7月にまた7月分も払うことになります。

定時につきましては、先ほど言いましたように一括徴収ということで、同じく4月に申請を出した者につきましては、どの時点で一括徴収するかというのは非常に難しく我々も悩みましたが、7月に再審査がございます。全日制との均衡を考えまして、4月の時点で申請を出した者については、4、5、6月分については一旦猶予しておいて、さらに7月また審査しますので、そこでまた多少変わってきます。そういうことも含めまして、今、最終的に決めておりませんが、7月から遅くても9月までの間には、定時制の生徒は一括徴収になりますので、その間でやりたいと考えております。定時制の場合は一括徴収という考え方は変わっておりません。以上です。

望月（利）委員 途中で退学したり、転学された方のお金が取れないなどさまざまな問題もあると思いますし、事務的にも非常に煩雑になってくると思いますが、事務処理も短い期間の中でミスがあってはいけないと感じております。また、先ほどの支給に関しても、支援も手厚くしていただきたいと訴えたいと思いますが、しっかりした体制がこの短い間に整っているのかどうかお聞かせください。

赤池高校教育課長 授業料が無償化だった4年間と比べると、今度は有償化になりますので、学校の事務量がかなり変わってくると思います。一方、国では事務費交付金を交付していただきますので、本課並びに各学校の事務室に臨時的な職員を配置するなどを考えながら、事務が滞らないように考えております。以上です。

（しなやかな心の育成推進事業費について）

大柴委員 教5ページの心の健康教育推進費の新規事業、しなやかな心の教育推進事業費692万円についてお聞きしたいのですが、私も、このしなやかな心というのは何となくぼんやりとはわかるのですが、県として、このしなやかな心というのはどのように受け取っているのでしょうか。先ほどから聞いていると、違うところでもしなやかな心と言って、教育長も先ほどしなやかな心と言われたのですが、何を指して言っているのかお聞きしたいです。

秋山次長・総務課長事務取扱 まず、しなやかな心でございますが、教育委員会では2つの意味があると考えています。1つは、自分や他人の生き方とか考え方、存在を認め合うという柔軟な心です。それからもう1つは、さまざまな困難に直面しても折れずに粘り強く諦めない心です。

先ごろ教育委員会で新やまなしの教育振興プランを策定し、2つの基本目標を掲げたのですが、「夢と希望に向かって自ら学び、考え、行動するたくましい力を育てる」ということと、「他者を思いやり、社会の絆を深めるしなやかな心を育む」ということです。これは、自立と協働がキーワードになっているかと思いますが、個人一人一人が社会的に自立して、それぞれお互いに協働できる、そういうさまがしなやかな心であると考えます。以上でございます。

大柴委員 意味はわかりました。しなやかな心の教育と、学校等でよく道徳教育も授業に取り入れているわけですが、道徳教育との違いはどこなのでしょう。

秋山次長・総務課長事務取扱 現在、小学校、中学校では道徳の時間が週1時間ございます。学校での道徳教育というのは、道徳の時間を中心として学校での教育活動全体を通じて行うとされているわけです。この事業なのですが、学校における道徳教育についても、特に道徳の時間の授業改善などを通して児童生徒にしなやかな心、豊かな心を育むという目的がございます。具体的には、各学校での道徳教育の担当教員の研修会、魅力ある道徳の授業づくりの研修会、あとは、道徳教育推進校というモデル校を指定しまして、その中で授業研究会の開催、授業改善の調査研究、保護者や地域の方々の参加もいただく中での公開授業等を通じて学校における道徳教育の充実を図っていくという内容でございます。

ただ、この事業の特性はそれだけではなく、学校教育における道徳教育をさらに充実させるために、家庭や地域を巻き込んだ中で県民運動的な取り組みをすることで狙いがあります。ですから、おおむね半分ぐらいは学校教育の中で、あと半分は地域や家庭での取り組みになっています。以上でございます。

大柴委員 道徳教育がさらに充実して、家庭や地域をこれまで以上に巻き込んでいくということは私もわかりませんが、今、現状、家庭や地域の教育力が低下していると私は思いますし、皆さんもそうではないかと思えます。その中で具体的にどのような取り組みを考えているのかをお聞かせください。

秋山次長・総務課長事務取扱 まず、家庭での取り組みといたしましては、引き続き家読推進運動としまして、家で本を読む、読書をきっかけに家族のコミュニケーションを豊かにしてもらおう運動、あるいは、これから取り組もうとしているのですが、家族そろって遊びや運動をして心と体を元気にするといった家族で元気アップという取り組みを行ったり、あと、地域の取り組みなのですが、地域の大人たちが子供たちに積極的にかかわっていく運動として、心をはぐくむ「あいうえお」という運動、また、地域の高校では、通学時のマナーアップ運動、通学路のクリーンアップ運動などを行っていきたいと考えています。さらに県民的な運動として盛り上げていくために、しなやかな心の育成フォーラムを開催し、保護者の方や地域の方々に参加いただく中で運動の醸成と指導等を行っていきたいと考えています。以上でございます。

大柴委員 この辺はよくわかりました。県民運動として、社会全体が盛り上がっていくことが一番ありがたいことだと思いますので、しなやかな心の教育をしっかりと充実させていっていただきたいなと思えます。

そのような取り組みを期待するわけですが、最後にこのような取り組みの展望についてお聞かせいただきたい。

秋山次長・総務課長事務取扱 しなやかな心の育成につきましては、新やまなしの教育振興プ

ランの施策として、教育委員会が一丸となって取り組む事業ということで今回予算計上させていただいています。しなやかな心の育成を推進いたしまして、大人はもちろんなのですが、児童生徒たちが社会的に自立をし、お互いに共同することで、新しい山梨の未来を築いていきたいと思えます。プランの基本理念が「未来を拓くやまなし人づくり」ですので、そういうものを目指し、やっていきたいと思えます。以上でございます。

(学力向上推進費について)

大柴委員

よろしくお願ひします。あと、先ほど塩澤委員の質疑でもありました教22ページの、学力向上推進費についてです。細かくて申し訳ないのですが、放課後・土曜日等を活用した補習の実施とあるのですが、これはどのぐらいの時間を予定しているのですか。

渡井義務教育課長

これにつきましては、今のところ、初年度は大体3つの市町村に委託をしていきたいと考えております。それぞれの市町村では、放課後とか土曜日、これはそれぞれの市町村が一番やりやすく、効果的なところを考えながら、大体月に2回、それから、長期休業を使いまして、年間では30回程度を計画しております。以上です。

大柴委員

30回というのは30時間と理解してよろしいのでしょうか。

渡井義務教育課長

大体1回に3時間程度を予定していますので、時間数でいうとかなりの時間になると思ひます。以上です。

大柴委員

そうですね、そのぐらいやっていただければ、学力向上になるのではないかとと思ひます。

あと、退職教員による若手教員の指導ですが、これも、春休みや夏休みを利用するということですか。

渡井義務教育課長

あいているときに集中的に指導するのではなく、ふだん日常の授業をやっているときに、退職教員が1つの学校に年間4回ぐらい訪問することを想定しています。1人の新人がいるとしたら、例えば年度初めに訪問して授業を見て指導し、そしてまた中間ぐらいの時期に行つて、どのぐらい上達しているかを見に行きます。その間いろいろな壁にぶつかった相談を受け、いろいろなアドバイスをし、年間通してこのような指導を行い、3年以内の若手は全て網羅していきたいと考えております。

大柴委員

授業を直接見て、その後また反省会のようなことをすることはいいことだと思ひます。

最後、もう1点ですが、研究指導校による実践研修とありますが、これはもうどの学校かが決まっているわけですか。

渡井義務教育課長

これにつきましては、今の時点では県内8地区という地区が決まっております、その地区ごとに小中学校1校ずつを指定していく予定ですが、まだ今現在、指定校を選定中という状況であります。

(休 憩)

(教育研修費について)

山下委員 教5ページの教育研修費627万円について伺います。145講座というのはかなりあると思うのですが、実際には年間でどんな方がどれくらい受けていらっしゃるのでしょうか。

渡井義務教育課長 正しい数は今把握できてないのですが、これには、さまざまな研修がございます。例えば、経営研修等に関しましては、校長や教頭を全員集めた研修をそれぞれ年に2回くらいやっております。あと、重要な研修につきましては、各学校から必ず1名参加しなければならない研修もあります。そのほか、講座を開いて希望者を募ってやる研修もございます。種類はいろいろですが、さまざまな研修をさまざまな形式で行っております。

山下委員 要するに、僕が言っているのは、ユーキャンではないが自宅でできる講座もあれば、今言うように、昇進試験のために必ず受けなければいけない研修も多分あるのではないかと思います。そういうものが全部ミックスされたものなのですか。それともあくまでも、自分の能力を少しずつ上げるため、義務ではなく課題授業のような格好で用意しているものなのか説明をしてください。

渡井義務教育課長 それは2つの種類がまざっています。義務でやらなければならない研修もあれば、自分の資質を上げるためにみずから応募してやる研修も入っています。

(教育相談事業費について)

山下委員 なかなか先生方はお忙しく、休みのときにもいろいろやらなければいけない中で、145の講座を持っているというのは、僕は正直言ってこんなことがあるのを初めて聞いたので、逆に言えば、ぜひとも大いに先生方に時間を割いていただき、資質向上のために受けていただければありがたいと思います。せっかく予算計上しているのですから、多くの方に受けていただければと思います。その次、先ほどもいじめの話が出ていましたが、教6ページに教育相談事業費1,600万円があります。僕は正直言って、個人的な考え方を言わせていただければ、先ほど答弁の中にあっただように、いじめの実態を把握していくのは、アンケートや、学校の先生ができるだけ子供たちを見て判断していく、見つけていくということだと、なかなか難しいと思います。いじめられている子が自分で「僕、いじめられてます」と言ってくれば一番簡単ですが、それがなかなか見つからないから非常に悪質化になっていくと思います。

この事業も10年以上前から、子供の声の叫びを受け入れていただけるようにしているわけです。それで、実際には、総合教育センター内に電話を置いて行っているわけです。当然学校と連携しているかと思いますが、今までのところの、10年とは言わないけれども、どれぐらいの件数の電話がかかってきているのでしょうか。また、学校とどうやって連携してやっているのか、ぜひともそれを教えていただきたい。

渡井義務教育課長 今、委員から御質問のありました24時間いじめ・不登校ホットラインにつきましては、総合教育センターで昼、夜、深夜と3段階で行っておりますが、昨年度は全部で1,523件の相談件数があったと報告されております。

山下委員 それだけの数があるとのことですが、中には匿名希望だったり、実名を挙げている子たちもいるかもしれませんが、そういう相談は当然のごとく学校に連絡をとって、学校長と対処しているということなのでしょうね。

渡井義務教育課長 これは、ケース・バイ・ケースだと思います。本人がそういうことを望んでいない場合もありますので、そのときは相談員が専門家ですから、丁寧に対応して適切な指導をやっていると思います。また、例えばいじめなどの問題で、学校に連絡しなければならない場合には、そのように対応をしていると考えております。

(広域スポーツセンター運営事業費について)

山下委員 確かに、百人百様で非常に、実名を挙げて、僕はいじめられているけど決してみんなに言わないでくださいとか、先生に言わないでくださいとか、いろいろなケースがあるかと思います。ただ、僕は正直言って、せっかくこれだけすばらしいことをやっていますから、解決方法の1つだと、心の叫びだと思います。ぜひとも少しでもいじめが減らせるように、また、子供たちの悲痛な叫びが減るような方法を考えていただければ、知事もまた考えてやっていただけたらありがたいかなと思います。

次に、教41ページの広域スポーツセンター運営事業費です。金額的には大した額ではないのですが、この事業もかなり前から一生懸命やっていて、私の地域でも、総合スポーツクラブという名前が一時期は非常に出ただけで、最近、ぐーっと減っていますが、活動的にはどのように今は推移しているのかをわかりましたら教えてください。

上野スポーツ健康課長 広域スポーツセンターについては、総合型地域スポーツクラブの設立・育成がメインの業務になっています。現在行っておりますのは、設立がまだない市町村や、2つ目、3つ目の総合型クラブへの取り組みが始まっているところの指導です。そのほか、既に設立された総合型スポーツクラブの関係者の皆さんに集まっていたり、今後どうしていくか情報交換したり、取り組みの事例発表をしながら、活動内容を共有して協議したりしているところです。

山下委員 4年5年ぐらい前から始まったのではないのでしょうか。そのぐらいだと思ったのですが、地域に総合型スポーツクラブをつくり、地域活性化のためにやっというところとしていたのですが、最初のかげ声から大分下がってきてしまったのかなと思います。特典があまりないのか、地域には体育協会があるから十分だという市町村もあると思いますが、その辺についてはどういう感想を持っているか聞かせてください。

上野スポーツ健康課長 総合型スポーツクラブについては、多種目のスポーツに取り組むというところから始まったのですが、実際は指導者がなかなか集まらなかったりして種目がある程度特化されてしまうこともあって、特定の人たちの活動の場になっていくような傾向も1つあります。

今後はやはりお互いの連携をとり活動事例を見ながら、例えば小学校低学年の子供たちを対象に、スポーツへの入り口という位置づけの中から、高学年になるにつれてそれぞれの種目のスポーツ少年団に入ってもらい、専門種目をやってもらおうとの考えで取り組みを始めたスポーツクラブもあらわれてきましたので、そういう活動を共有していただける方向性で活動が進めばありがたいなと思います。

(オリンピックの事前合宿等誘致基礎調査費について)

山下委員 わかりました。このことをあまり知らない市町村もありますし、いろいろな

成功事例などをぜひ市町村に教えていただくところから広がっていく気がします。ただ、体育協会との絡みが非常に難しいという感じがします。

次に、マル臨のオリンピックの事前合宿等誘致基礎調査費ですが、大した金額ではないのですが、何を調査するのでしょうか。実際、本当に誘致するつもりでやるのですか。それとも、とりあえずやるのですか。教えてください。

上野スポーツ健康課長 150万円の内訳でございますが、1つは誘致するに当たり、県内にどのようなスポーツ資源があり、受け入れ可能な施設があるのかを競技団体の協力をいただきながら洗い出しをして、整理をする調査委託費用が約97万円となります。

また、事前合宿の受け入れについて本県では経験があまりありませんので、北京オリンピックのときに、福岡や香川県などある程度まとめて受け入れをした自治体がございますので、そういうところに伺いまして、招致の経過や、受け入れに必要な取り組み、対応するに当たりどのような配慮など必要かを調査する経費に残りの50万円を充てますので、合計150万円を計上させていただいています。

山下委員 いずれにしてもスピード感を持ってやらないと、ほかの県はどんどん先行してやろうとしているので、あんまり悠長なことも言っていただけないと思います。金額云々は別問題として、大いにスピード感を持って調査を早くしていただき、本県は合宿が受け入れ可能なのかなどを早く結論を出していただきたいと思います。以上です。

(学力向上推進事業費について)

小越委員 教22ページの、先ほどから議論がありました学力向上推進事業費です。幾つか説明があったのですが、放課後・土曜日等を活用した補習の実施についてです。どういう児童生徒を対象に、希望をとり自主的に参加させるのか、来なさいとするのか、どうやって組織していくのでしょうか。

渡井義務教育課長 先ほども説明しておりますフォローアップ事業でございますが、市町村に委託しますので、細かいやり方については市町村で考えていただきます。県で想定しているものは、基礎的・基本的な内容と考えておりますので、それらが必要な児童生徒が希望して参加できる体制になることが望ましいのではないかと考えております。以上です。

小越委員 例えばある子はフォローアップをしたほうがいいと思うけど、なかなか本人がそのつもりにならないとか、途中でやめてしまうとか、どのぐらいまで到達したのかなど、現場の先生との連携は具体的にどのようにやっていくのですか。

渡井義務教育課長 具体的には先ほど言ったとおり、細かいことは市町村に委ねるわけですが、当然、学校と連携をとっていく必要があるでしょうし、また指導する者の中に退職後の教員も入っています。また、教育事務所等が調整等をする中で、学校の状況把握も当然必要になってくるかと思えます。

小越委員 3年計画で市町村がどうしていくのかは、やってみなければわからないような状況かもしれませんが、自分から進んで「僕は勉強ができないから勉強しに行こう」というのはなかなかないと思います。それを無理やり来なさいというのも、みんなの前で「あなたは」と言って、劣等感とか差別感を持たせるよう

なこともまずいと思いますし、かといって、勉強ができないまま放置してそのままというのはいけません。個別の子供たちに合わせた丁寧な対応をしていただきたいと思います。もちろん学力アップはしていただきたいですが、クラスの中でそれこそいじめになったりしてしまったりは本末転倒になると思いますので、丁寧な対応をしていただきたいと思います。

そして、この学力向上対策というより全体の中で思うのですが、いつも言っているとおり、経済的貧困の問題、家庭的環境の問題をしっかりとフォローしないと学力向上しないと思います。自分から進んで勉強しようという子は、もしかしたら勉強できる子かもしれません。そうではなく、どっちかという大変なお子さんは「俺はいいよ」となると目的外になってしまうので、家庭的環境の問題や経済的貧困の問題を抱えている家庭の学力向上推進事業についてはどのようにしていくのでしょうか。

渡井義務教育課長 まず初めに、先ほど教育事務所という話をしましたが、それは若手教員グローバルアップ事業でやるということで、訂正させていただきます。フォローアップは市町村に委託ということです。できるだけ丁寧なケアをしていくことについては、十分に組み込んでまいりたいと思います。以上です。

小越委員 もう1つ、家庭的な問題をいろいろ抱えていらっしゃるお子さんに対しての学力向上推進事業は何かないのでしょうか。そこに手を差し伸べていかないと全体の学力は向上していかないと思うのですが、教育委員会として考える学力向上推進事業費の中にはないのでしょうか。

渡井義務教育課長 家庭的な問題と学力との関係につきましては、今年度の学力・学習状況調査の中で、文部科学省がそのような調査もやっておりますので、今、それをまとめているところでございます。県としましても、そういうものも参考にしながらまた調査研究を進めてまいりたいと思います。

小越委員 ぜひそこが底辺にないと上滑りになってしまうと思います。
もう1つ、退職教員による若手教員の指導とありますが、若手教員の質を向上させるために、なぜ退職教員なのでしょう。初任者研修もかなりの時間をとって研修されていると思いますが、初任者研修と退職教員の指導はどのようにつながっていくのでしょうか。

渡井義務教育課長 御承知のように初任者研修は新採用1年目の教員を中心に行われており、十分いい研修ができています。新採用研修が1年終わると、次は5年経験者研修となります。その間手厚い研修がございませんでしたので、1年目の初任者の研修をした後、実際にやり始めると、悩みとかまだ未熟な部分などいろいろ出てくると思いますので、そこを手厚くケアしていきたいと考え、この事業を計画したところで。

なぜ退職教員かにつきましては、先ほどもお話ししましたように、退職教員、ベテランの教員が持っている授業技術や生徒指導に対応する力を使い若手の教員を育てていきたいと考えております。

(土曜授業の活用研究について)

小越委員 先生方は学校の中で子供たちと接しています。学校の中の学年の先生方、また上の先生方が学校の中での子供たちとどう向き合っているのか。たまにポイントと学校に来て生徒指導というわけにいかないと思います。先生と子供たちの

関係を全部見て、校長先生や教頭先生、学年主任の先生などの教員の中の励まし合いや支え合いがあってこそ先生が伸びていくと思いますので、そこに力を入れるべきだと思います。退職教員の先生もいいかもしれませんが、基本的には先生方同士の支え合い、励まし合いの職員室の力をつけていく方向に持っていくべきだと思います。

次に、教26ページの高校教育課の土曜授業の活用研究がありますが、毎週土曜日にやるのか、全高校でやるのかを、まずお聞きします。

赤池高校教育課長 土曜授業という言葉ですと、定期的に授業をやるというイメージがありますが、実際には、これまで土曜日に授業の延長の課外活動に地域の方々に講師として招いた活動がありますが、そういうものを特定の学校で行う意味で実施します。

小越委員 それは出席日数にカウントされるのでしょうか。

赤池高校教育課長 土曜授業ですから授業日数に入りまして、出席しないと欠席になります。

小越委員 土曜日はよく全県的な部活の大会などが行われますが、そういうときにこの授業があると、部活の大会参加はどうやって扱うのでしょうか。

赤池高校教育課長 今計画しているのは県立高校2校だけで、部活の大会等に影響ないようにしている段階です。文科省に希望を上げて2校を計画しておりますが、実際に文科省でこの事業に予算をつけてくれるかどうかは4月以降とのことでした。

小越委員 既に、地域の方々に招くのではなく、多くの普通科の高校では任意ですが土曜日に授業、補習をやっています。これは任意ですけれども、任意の土曜授業を含めて、計画している2校についても、先生方の勤務の条件は週6日出勤になってしまいますが、代休とするのか、先生方を補填するなど制度はつくっていくのでしょうか。

赤池高校教育課長 勤務の制約がありますので、当然出勤した先生には振りかえをとっていただくことで対応します。

(公立高等学校就学支援金及び公立高等学校就学給付金について)

小越委員 普通高校で任意でやっている土曜の補習的な授業は、ほとんど先生方のボランティアでやっていますので、そこはちゃんと改善しないと、先生方の労働条件改善にならないと思います。

次に、先ほど望月委員からもお話がありました教29ページの公立高等学校就学支援金と就学給付金についてです。本会議で、課税証明書を提出したくても出せない、DVや貧困の家庭環境の中では、申請書を出せばかわるとの答弁がありましたが、もう少し詳しく御説明いただきたいと思います。

赤池高校教育課長 申請書がございまして、その裏面には、以下の理由により生徒本人または主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付しますとあり、以下のところに通常の方法で課税証明書が出せない者の項目があります。その最後に、その他以下の理由による保護者の所得に関する書類を添付することができませんという項目がありまして、そこに理由を書くことになっています。以上です。

小越委員 課税証明書がとれないケースも想定されますので、周知徹底していただきたいと思います。課税証明書を出さないと、所得が低くても授業料を払わなければならないことになってしまいます。そうしますと、所得は低いのに授業料を払うことになり、授業料を払わなかった場合、滞納になります。滞納した場合は、条例上や要綱によると、退学になることも起きてしまうのでしょうか。そのようなことはないようにしてもらいたいのですが、その見解はいかがですか。

赤池高校教育課長 今回の御質問は以前もお答えしたと思いますが、学則では、授業料の滞納者に関しては出席停止を求めることができるという記述がございますが、これまでも適用した例はございません。学則にありますが、教育ということを配慮して、なるべくそのようなことがないように努めていきたいと考えております。

小越委員 ぜひお願いしたいと思います。

次に、公立高等学校奨学給付金についてです。低所得世帯の高校生に給付型の奨学金が初めて創成されるということで5,800万円の予算ですが、県でこの給付型奨学金を受ける方は、何人ぐらいを想定しているのでしょうか。

赤池高校教育課長 この給付型奨学金に関しましては、主に非課税世帯、つまり、年収がおよそ250万円未満の世帯とで、国はおおよそ12.2%を想定しています。それを本県に当てはめますとおおむね、800人くらいになるのではないかと想定しています。

小越委員 800人で5,800万円なののでしょうか。申請をしなければ、この奨学給付金が出ないというのですよね。

赤池高校教育課長 当然ながら申請指針がありますので、申請をしていただかなければなりません、先ほどの支援金と同様の書類でいけるように考えておりますので、申請をしていただいた上で審査をしたいと思います。

(育英就学金貸付金補助金について)

小越委員 ぜひそうしていただきたいと思います。給付型の奨学金が初めてで、月額は非常に少ないですが、それでも給付型奨学金のスタートですので、ぜひ対象になるお子さんは全て漏れなく奨学金が受けられるようお願いしたいと思います。

次に、育英就学金貸付金補助金4,300万円についてです。昨年度この補助金は1億円あったと思います。予算概要によると、この育英奨学金貸付金補助金の人数は436人です。その前年が472、さらにさかのぼって565、683となるのですが、金額は去年に比べて約半分なのですが、人数が昨年とほぼ変わらないのです。これはどういうことなのでしょうか。

赤池高校教育課長 この育英奨学金貸付事業ですが、これは県で行っていた奨学金と日本育英会で行っていました奨学金事業をみどり奨学会が引き継いで行っているものです。平成17年度から日本学生支援機構から、渡し切りの交付金ということで平成17年度から平成25年度まで17億円ほどいただいています。これは平成17年から交付して10年から15年ぐらいの間で終わりますが、10年といいますが来年度が最後の年になります。最長でも31年ではありますが、4,300万円となった理由は、学生支援機構でもうそろそろ終わりになるのとい

うサインだと思います。我々が要求してということではありません。以上です。

小越委員 ということは、26年度は育英奨学金があるけれども、将来的には原資が尽きて使えなくなり、できなくなるという意味ですか。

赤池高校教育課長 みどり奨学会では今17億円から、もう少しふえると思いますが、その資金を貸して返してもらって、返してもらったものをまた新たに貸すことで、新たに発生した奨学生には貸与を続けていきたいという考えであります。

(いじめ問題対策連絡協議会開催費等について)

小越委員 だんだん少なくなってきたことを大変心配しております。そもそも奨学金は給付型にするのが筋だと思いますけれども、この奨学金を使ってらっしゃる方もいますので、ぜひ原資も確保しながら、奨学金制度を充実していただきたいと思います。

最後に、先ほど来ずっとお話のあった教24ページと27ページにある、いじめ問題に関する事業についてです。少し前ですけど、いじめ防止法案が成立しました。その中では、いじめの禁止をうたい、いじめを規制、管理、取り締まりで防止しようとしておりますが、法律で禁止、取り締まるということは、子供たち一人一人を傷つけ、人間関係を壊すということで、大きな重大な問題があると日本弁護士会からも指摘をされておりました。

それを受けてなのか、文科大臣がいじめ防止基本方針を10月に出しました。その中では、いじめ防止法の弱点を変えて、被害者の情報開示や専門家を含む公正中立とするもの、学校基本方針の作成に当たっては児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの考え方も含めて、どう対処するかではなく、いじめそのものを防止するためにはどうしたらいいかということに、防止法と基本方針は大きく変わってきたかと思えます。

もしかしたら条例のところを審査するのかもしれませんが、教27ページの県立学校いじめ問題対策委員会、教24ページはいじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止法ではなく、国のいじめ防止基本方針を参酌して山梨県がいじめ防止基本方針をつくり、そして連絡協議会等をつくっていくという解釈でよろしいのでしょうか。

渡井義務教育課長 今、委員からお話があったように、山梨県いじめ防止等のための基本的な方針につきましては、国の基本方針を参酌してつくっているもので、それを受けて、山梨県いじめ問題対策連絡協議会をつくるという予定であります。

小越委員 また条例のところになりますが、1つ聞きたいのは、国のいじめ防止基本方針作成に当たっては、人的なお金を設置したほうが良いとたしか書いてあったと思うのですが、養護教諭の増員や子供たちの生活環境の改善などを含めたお金は、今回この中には入っていないのでしょうか。

渡井義務教育課長 そのような予算はこの中には入っておりません。

討論

小越委員 この予算には、全国学力テストや山梨県独自の学力テストの実施が盛り込まれております。そして、これまで高校授業料無償化だった流れを逆行させ有償化の方向になっておりますので、この予算には反対です。

採決 採決の結果、原案に賛成すべきものと決定した。

第5号 山梨県いじめ防止対策推進法施行条例制定の件

質疑

前島委員 条例については、国の方針に基づいているので賛成であります。内容について伺いたいと思います。条例の内容は、いじめの対策連絡協議会が3本立てになっています。まず1つは現場の学校を中心とした市町村の組織化対策、もう1つは県教育委員会を軸とした行政サイドの広域的な対策、最後に、知事部局を中心とした3つの対策協議会によって全体的に対策を講じていくということは今までないことだと思います。

そこで、現場、県教育委員会、知事部局で、どのように整合性を取り進めるのか、現時点で考え方や構想があったらお聞かせ願いたいと思います。

渡井義務教育課長 まず、委員の最初の御質問、今、現場とおっしゃいましたが、いじめ問題対策連絡協議会について御説明いたします。これはいじめ防止に関して、関係機関や団体の連絡、情報の共有を図る目的で行われます。先ほども構成委員がりましたが、大学の教授や校長会の代表、PTAの代表、教育委員会の代表、それから、県警、弁護士、法務局といった人たちが集まって情報を共有することがいじめ問題対策連絡協議会の目的であります。

赤池高校教育課長 まず、いじめというのは基本的に学校で起きます。その場合に、学校の中にいじめ問題の組織がありますので、そこでまず一義的に対応します。小さい案件であれば、学校の中に調査会をつくって学校の中で全て対処します。

それで、学校の中で処理できなかった問題が出てくると思います。市町村は市町村でまた同じものをつくりますが、県立学校で対処できなかった場合は、今度、教育委員会の中でやります。教育委員会の附属機関としましては、県立学校の中でいじめが起きない事前の防止や、起こりそうな場合は先ほどのアンケートをさせるなど全体的に包括的に討論し、学校から上がってきたものについても調査します。調査機関も兼ねますので当然、守秘義務もあります。

先ほど義務教育課長が説明した連絡協議会は、県全体でいろいろな関係する組織の方々を呼び、いじめ問題を包括的に検討する、県全体としてどうしたらいいかを検討するのが協議会であります。

知事の附属機関であります。この知事の附属機関は、私立学校もございません。私立学校等でも問題が起きてきますし、県立学校でも当然問題が起きてきます。教育委員会では対応できない問題、私立学校で重大問題が発生してきた場合には、知事の求めに応じてですが、知事が指示した場合には、調査会を独自に開きまして、ここで改めて調査をします。この調査の結果は議会に報告することになっています。

小越委員 先ほど、今回のいじめ防止対策推進法は、国のいじめ防止基本方針を参酌して基本方針の策定、いじめへの組織的対応、重大事態への対処するもの考えたと聞きました。これに基づいて、いじめ防止条例の中では、この3つの委員会、協議会をつくることだけになっているのですが、そもそも一番のベースにあるのはいじめ防止基本方針であって、厳罰化のいじめ防止法とは一線を画し

ていると私は理解しているのですが、それでよいですね。

赤池高校教育課長 我々が今提案したいいじめ条例につきましては、いじめが起きた場合にどのような対応をするかが主な内容です。こういう組織をつくって対応しますというのが主な内容ですが、いじめ連絡協議会とか、教育委員会の附属機関では、問題が起きる前にいろいろな対策を練るということも含んでおります。

小越委員 この方針の中に、いじめ問題対策連絡協議会を設置する具体的構成員は、学校、教育委員会、PTA、児童相談所、法務局、県警、臨床心理士、弁護士など実情に応じて決定すると。この条例にはそのようなことは書いてなくて、校長会、教育委員会、推薦、関係機関とあります。警察という言葉が入りますと、すごく権力、圧力というか、厳罰化のことを少し心配するのですが、このいじめ問題対策連絡協議会、一番大きなところを扱う中で、警察はどのような役割を担わせるのでしょうか。

赤池高校教育課長 今、委員の構成原案は案でございます。その中に警察ももちろん入っていますが、教育委員会の高校教育課、義務教育課、私学文書課等も入っており、そのほかに学警連という学区の組織があり、その中の少年課等も入っていただき、いろいろな貴重な御意見をいただいております。ですから、いじめの範囲におさまらないケースもありますので、警察の立場からいろいろな御意見をいただくため、我々としては委員に入れる必要があると思っております。

小越委員 その考え方の中では、警察が今、少年犯罪がどうなっているかを聞くのはそうですけども、県立学校のいじめ問題対策委員会は、第三者の参加を図り、公平性、中立性が保たれるように努めるとあります。具体的にはどのような立場の方、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性、中立性が確保されるというのはどのようなことを考えているのでしょうか。

赤池高校教育課長 今、原案では、スクールカウンセラーの方や、精神科医、弁護士、大学の先生等、教育委員会を除いては20人の委員で構成したいと考えています。いじめ防止対策に関して協議するときは20名全員で、調査をするときには、委員長が命じて、その中の特定の人だけを、それは第三者での、本人に関係ない無関係の人を対象にするという考え方でやっていきたいと考えています。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第20号 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第21号 山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査料条例中改正の件

質疑 なし

討論

小越委員 先ほどの予算の審議の中でも触れましたが、多くの方々から心配の声も出されており、20%の子供たちが授業料を払うことになるようです。この条例改正にあります。全ての生徒から徴収するものとする。すなわち、これまで授業料は無償だったものを、世界の流れから逆行して有償化の流れになることは、世界の流れに反するものです。この条例については反対いたします。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第23号 山梨県社会教育委員に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第34号 山梨県立青少年センター設置及び管理条例等中改正の件

質疑 なし

討論

小越委員 福祉保健部のときにも申し述べましたが、消費税増税により県民の負担がふえるものでありますから、この条例には反対です。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見

前島委員 この請願については、以前に提案をしたことがありますが、既に山梨県立桂高校の関係で新たな高校づくりが始まっておりますので、これはできれば請願者に休会中に取り下げてもらいたいお話を申し上げましたが、なおこうやって

出ております。もう既に新たな高校の流れになっておりますので、継続でなく
て不採択にさせていただく方向が望ましいと思っています。

小越委員 前島委員のおっしゃったこともありますし、そもそも中高一貫校に改編する
こと自体に私は反対です。この請願は不採択するべきだと思います。

中村委員 それぞれ御意見あることは十分踏まえていますが、ただ、中高一貫教育の設
置については、高等学校の審議会の答申を踏まえて中高一貫教育のあり方につ
いて検討を進めていくということですから、慎重に対応することが望ましいと
いうことで、私は継続すべきだと判断します。以上です。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

請願25-12号 「高校無償化」への所得制限導入に反対し、「教育費無償化」の前
進を求める意見書採択について

意見

小越委員 採択をお願いしたいと思います。高校授業料無償化への声は強いものがあ
ります。ぜひこれは採択をすべきだと思います。

中村委員 もうさんざん議論してきましたし、小越委員の言うことも我々もよく勉強さ
せていただきました。ただ、2014年度の当初予算案に計上しているとい
うことと、県と県教育委員会のさらに26年度予算に所要額を計上しているとい
うこととございますので、やはり継続すべきだと判断いたします。以上です。

前島委員 今、中村委員からもお話がありましたが、もう既に予算が通りましたので、
そのことについて、小越委員には申しわけないのですが整合性がないので、こ
れはやっぱり不採択が望ましいと思います。

討論

小越委員 予算はまだこれから予算委員会もありますし、正式には通っておりませ
ん。これは県民の声でもありますので、ぜひこれは採択をするべきだということ
で、私は採択を主張したいと思います。

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(雪害に伴う学校施設等の被害について)

塩澤副委員長 何点かお伺いしたいと思います。まず雪害に伴う学校施設等の被害につ
いてですが、この間の補正予算の追加案件の中で質問させていただいたのですが、

その後は何か被害が拡大したようなことはあったのでしょうか。

内藤学校施設課長 2月補正の追加予算をお認めいただいて以降被害は発生しておりません。

塩澤副委員長 今、被害はないという話でありましたが、施設あるいは設備についていろいろ話を聞くところによりますと、雪が落ちたり、あるいは校舎と校舎の間に雪がものすごくたまったりして設備が使いえなかったり、あるいは動かなかったりということも聞いています。そういうことに関して、今後、雪が落ちてきたときのための被害防止を考えていかなければいけないと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

内藤学校施設課長 小規模な、例えば雪が溶けるに従って雨どいが少し落ちるとか、あとは、電気系の工作物、水道の関係などは、実際に雪が全部溶けて使い始めないと、何もないかどうかについては、まだまだその可能性はあると思っております。2月に御議決いただいた、災害復旧費としてお願いしたのは、国のいわゆる災害復旧の対象になる部分です。これは1つの学校で80万円以上の費用がかかる被害が国の災害復旧の対象となります。それに届かないような小規模なもの、場合によれば今後出る分だと思っておりますが、それにつきましては、今予算でもお認めいただいておりますが、学校の修繕予算を持っております。それは25年度についても同様に持っておりますので、その中で早急に学校の要望を聞きながら対応していきたいと考えています。以上です。

塩澤副委員長 長寿命化ということも考えた中で、雪が落ちてくればこうなってしまうことを想定されるのであれば、しっかり調査もして、今後に生かしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

内藤学校施設課長 特に今回想定外の量の雪が降って、当然、屋根から落ちる量も大きいので、小さくは樹木、下にある工作物等にもどんな影響があるか、樹木等とはともかく、特に電気製品その他について影響があるものについては、修繕費あるいは小新営といいまして、少し設備を高度化するような予算もいただいておりますので、そういう中で対応していきたいと考えております。以上です。

塩澤副委員長 お願いしたいと思います。

では、次の質問に入ります。雪害ということで、小学校のグラウンド等に雪を運んだことがニュースでも大分放送されています。要するに、グラウンドが雪の置き場になったという報道があったわけです。これは市町村がもちろん市町村の施設にということもあろうかと思いますが、教育的なことから考えて、グラウンドが長期にわたって使いえなくなることも想定されるわけですが、事前に県教委と何らかの協議はあったのでしょうか。

上野スポーツ健康課長 小中学校のグラウンドが雪捨て場に使われたという報道は聞いておりますが、基本的に各市町村教育委員会で判断する中で、緊急避難的に学校のグラウンドを雪捨て場に使ったということだと思っております。個別の相談とか協議はありませんでした。

塩澤副委員長 相談がなかったということですが、報道でもありましたけれども、体育の授業等グラウンドを使う授業等ができなくなっている話、これが長期にわたることも想定されるわけです。その辺に関しては、県教委として早く除雪をして早

く対応してくださいという指導などは行うのでしょうか。

上野スポーツ健康課長 今回、小中学校のグラウンドに雪が持ち込まれたエリアというのは、富士吉田市や富士河口湖町を中心とする富士北麓、北杜市の周辺、そして甲府市と聞いております。富士北麓エリアや北杜市辺りですと、わりと気候的に冬場はグラウンドがぐしゃぐしゃになって使えないということもあるので、冬場のカリキュラムは体育館などを想定して組んでいるため、体育の授業には直接影響がないと聞いています。また、甲府市につきましても、今、盛んにグラウンドから雪の排出作業をしていると伺っておりますが、体育館等を使って体育のカリキュラムを確保できるので、授業には影響ないと聞いています。

塩澤副委員長 先日、北麓の地域の市長さんあるいは町長さんが、除雪の費用に対する費用負担を何とか国にお願いしたいと知事をお願いに来たということも報道されました。学校の施設に対して雪がたくさん積もって授業に差し支えるから、ぜひとも早く除雪して何とか授業再開に向けて取り組んでいくことを考える中で、教育委員会として、除雪に対して費用負担を何とかお願いしたいというような要望を私は出すべきだと思いますが、どうでしょうか。

上野スポーツ健康課長 学校は基本的にはまず設置者がその運営に関して考えていくことになるかと思えます。確かに学校への影響は相当あったかと思えますが、さまざまな取り組みの中でそれをカバーする作業をしております。実際、除雪がどれだけできるかというのは、機械やマンパワーというところで限界があるかと思えますので、早期に学校が復旧、再開して、授業が適正に行われることが望ましいとは思いますが、今回のように例えば道路とか鉄道もとまっていたり、そういう中で再開ができるかという、やっぱり社会情勢を見ながらの再開になると思えます。また、かかった経費については、それぞれ設置者でまた判断していくべきものかと思えます。

塩澤副委員長 確かに設置者がそれぞれの市町村ですからそういったことになろうかと思えますが、でも、やっぱり県教委としてしっかり国にお願いするように知事に言ってもらいたいなと私は思いますが、どうでしょうか。

上野スポーツ健康課長 教育に係る経費になりますので、県教育委員会としてもそれぞれ適切に教育が実施できるよう、市町村と一緒にあって取り組んでまいりたいと思えます。

塩澤副委員長 それでは、通学路の問題についてお伺いします。通学路の除雪もそれぞれの地域でもって大変問題になったかと思えます。児童生徒の安全確保という観点から考えますと、それぞれ市町村ばかりではなくて、県教委も何らかの対応をとったかと思えますが、その辺はどうだったのでしょうか。

上野スポーツ健康課長 通学路の確保につきましては、再開に当たって、安全管理、安全確認を十分した上で、児童の安全が確保される方策をとっていただきたいというお願いを各市町村と県立学校にさせていただきました。

塩澤副委員長 通学路の安全対策についてはそれぞれの地域でもって一生懸命やったことも聞いています。その辺に対しては徹底して連絡網がうまく回るように各学校で工夫していたようですが、中には県道を通学路として使っている場合も多数

あるわけです。特に車道と歩道が分かれているところが特にうまく除雪ができなかったということもよく聞いています。そういったことに対しては何らかの対策は、なかなかとりづらいかと思いますけれども、何か考えがあったらひとつお願いいたします。

上野スポーツ健康課長 今回の雪への対策の中で幾つか現場中心にいろいろな問題が出てきたかと思えます。その1つが、今御指摘いただいた、道路管理者との連携かと思えます。今回出てきた問題について検証を進めて、どのような対応がとれるのかについても今後取り組んでまいりたいと思えます。

(教職員の再任用について)

塩澤副委員長 市町村含めた関係機関と連携をとってしっかりとやっていただきたいと思えます。

もう1つ、先ほど予算でもお伺いしたのですが、教職員の再任用についてお尋ねしたいと思えます。この再任用という制度は、そもそもどういった制度なのか改めて御説明していただきたいと思えます。

渡井義務教育課長 これまでの再任用制度というのは、退職した教職員を学校現場で活用するものでございましたが、来年以降の再任用につきましては、年金の支給開始年月が年次を追って65歳まで延長されることに伴い、その間の就職の確保という意味もございまして、それらを希望する教職員には再任用として学校現場で働いてもらう目的になっております。

塩澤副委員長 この再任用の教職員というのは、フルタイムで働くのか、あるいは短時間なのか、こういった形態があるのですか。

渡井義務教育課長 勤務形態につきましてはその2つの形態がございまして、フルタイムで働くパターンと短時間で働くパターンがあります。これは主に本人の希望を重視しながら、あとは状況に合わせて雇用していくということになります。

塩澤副委員長 フルタイム、短時間と両方の形態というようなことですが、再任用するときの処遇、職種はどうなるのでしょうか。

渡井義務教育課長 処遇につきましては、いわゆる一般の教諭として学校現場で授業を教えたりとか、中にはフルタイムで学級担任をやったり、それから、養護教諭の仕事をする人たち、事務職員などの職種に分かれております。

塩澤副委員長 学級担任を持つこともあるとのことですが、本県としては、来年度から導入予定があるということによろしいですか。

渡井義務教育課長 既に本県では先ほど申し上げたように再任用制度は行っておりまして、現在も従来の再任用を継続してやるという方たちもございまして、来年度以降は、基本的に再任用を希望する方は全て雇用して、短時間なりフルタイムなりの雇用をしていこうと考えております。

塩澤副委員長 雇用した場合、先ほど年金の受給とかという話もありましたが、今の段階においては、その期間はどのような雇用形態、契約になるのでしょうか。

渡井義務教育課長 先ほども少し申し上げたのですが、年次を追って65歳まで延長していくという関係がありますので、年金が受給される前までは基本的に希望者につきましては再任用していきたいと考えております。それを越えた後の継続につきましては、適宜また状況に応じて考えていくということになると思います。

塩澤副委員長 年金の受給などに関係するということだと思っておりますが、要は、今、少子化ということが盛んに叫ばれて、子供の数が少なくなる中で、先生方の雇用が長くなるということは、新しく採用する先生方がその分が少なくなってしまうのかと、一般的にはそう考えるのが普通かと思っておりますが、採用計画には何らかの影響はあるのでしょうか。

渡井義務教育課長 確かに今後のことをシミュレーションしてみますと影響は出てくると考えております。委員も御指摘のように、新採用の教員も適宜採っていかないと、山梨の教育の全体のバランスというか将来のこともありますので、それも確保するというのは1つの大きな課題になっております。なおかつ、再任用者も任用するという、また、退職者が今後またふえていくということもありますので、その辺のバランスを考えながら慎重に対応していきたいと考えております。

塩澤副委員長 今、私が申し上げたいことを課長が言ってくれたのですが、私が聞いている範囲では、50代は相当多くの方がいて、30代、40代は少ないとのことです。要するに、今までの採用の中で大きい部分と小さい部分がありバランスが悪いのかなと感じています。今後またこのバランスということを考えて中で、この再任用制度でバランスがうまくとれないような状況にならないように、しっかりと教育委員会の中で検討してもらって、また新しい先生もしっかり目指せる環境をつくっていただきたいなと思っております。雇用形態や年金制度などいろいろ絡んで、これから本当に重要な問題だと私は思っています。この問題については教育委員会の中でしっかりと考えていただきたいと思っておりますが、教育長、この問題についていかがでしょうか。

瀧田教育長 ただいま御指摘いただきましたとおり、雇用問題、年金制度、さまざまな問題でどう整合をとっていくのかというのは大きな課題であります。それはもう数年来私どもも検討してきており、現職の退職近い先生方には、希望調査等も重ねてきております。その中で、できるだけ若者を採用することも組織の活性化に欠かすことはできませんし、国の御理解、国の予算配当等にも御理解をいただかなければなりません。それらを総合的に考えながら何とか教育環境を充実できるように努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

(豪雪による授業の遅れについて)

大柴委員 先ほどから豪雪の話が出ておりますが、豪雪による授業のおくれについて伺いたいと思っております。今回の記録的な豪雪によりまして、多くの小中学校が休校になったわけです。3学期ももう終わりという時期に来ての休校ですので、山梨は学力も平均以下ということもありますから、どんどんおくれが出ていってしまうと思っております。これをいかにカバーしていくのか、教育委員会はどう考えていますか。

渡井義務教育課長 今回の豪雪により休校した学校は263校ございます。御承知のように、南部町の5校を除く学校は全て休校措置をとりました。今現在、3月からは全ての学校が平常授業に戻っておりますが、県では2月19日付で豪雪の影響に

よる教育課程実施に関する留意点という通知を出しまして、学校を指導してまいったところでございます。市町村教育委員会では、土曜授業を実際に今、実施したり、放課後の時間を少し使ったりして教育課程の回復措置を行っているところではございます。

大柴委員 今、土曜授業や、放課後を使ってやると言っていました、私が聞いたところだと、学校によっては3日、多いところは5日ぐらい休んだということなので、この3学期の間にその分をカバーできるように私は思わないのですが、その辺はいかがなのでしょう。

渡井義務教育課長 まずその点につきましては、私どもでは、学校というのは本来教えるべき時間よりも多目の教育課程の時間、授業日数をとって、不測の事態に対応できるようにしております。その上で、今回おくれた分を、学校によって状態によってさまざまですけれども、土曜日を使ったり、放課後に少し時間をとったりして、年間で教える教育課程の中身は十分に履修できると考えております。

大柴委員 今、履修できると言われていたのですが、もう一度よくその辺はしっかり調べてもらいたいと思います。やっぱりおくれが出てしまうとそれだけ学力もおくれて、これはどんどん学年が上がることによって響いていきますから、ぜひお願いします。

またそれに伴って、先生方も学校が休校のときには出てきて雪かきしたり、土日も雪かきしたりいろいろやっただと思います。先生たちのフォローといいますが、大変御苦労いただいた中で負担が大分多いと思うのですが、これはどうなりますでしょうか。

渡井義務教育課長 今、委員御指摘していただいたように、学校の教職員は子供たちの安全確保が第一義ということで、今度の雪かきなど、休日も出てきてやっておると思いますし、そういうことで非常に働いておると思います。それに加えて、今言った土曜日等の授業がございまして。そういう中で、土日の勤務等に関しましては条例等により週休日の振りかえで対応するようになっておりますので、なるべく教職員についても負担がかからないように考えてまいりたいと思います。

大柴委員 前回の委員会のときに、なかなか振りかえもとれないという厳しい状況もあると聞いたこともありましたが、やはりぜひ振りかえ休日はしっかり取らせてあげていただきたい。これは県からも指導していただきたいなと思います。

先ほど塩澤委員からもありましたが、やっぱりグラウンドにまちの人だとか地域の人たちが雪を運び込んで、外で体育の授業もできなくなっていると。先ほど課長は大丈夫だと言っていました、私の地元北杜市ではやっぱり冬はサッカーなどを外でやったりして、そしてまた授業も、学年で重なったりしますから、大体同じ時間に体育があって、体育館の中で2クラスがあればなかなか思うような授業もできないと思うのですが、その辺はいかがですか。

上野スポーツ健康課長 今現在、体育の課程は領域ごとに種目を選択して組むようになっております。例えば冬場ですとサッカーをやるところが多いのですが、体育館に移動した際には、例えばボールを使うチームゲームということでポートボールだったりバスケットだったり、そういう種目変更を行いながら体育館の中で活動、教科をしています。また、重なる場合には授業時間の変更等を行いながら、たくさんのクラスが同じ体育館の中でトラブルが発生しない取り組みをしてい

ると伺っています。

大柴委員

やっぱり今、スポーツする子が減ってきたということもありますから、できるだけ外でできるようにしていただきたいと思います。

先ほど通学路の問題も出ましたが、今回の雪は100年に一度とか言われていまして、未曾有だとか想定外だと言っていますけれども、やっぱり温暖化になってくると専門家に言わせれば、また来年とか何年後に来る可能性はあると言われているので、次はもう想定外だという話はできないわけです。ですから、教育委員会としても、通路をどのように確保していくのか、グラウンドも、まず違うところに持っていったら、最悪の場合にグラウンドへ持って来るようなこともしっかり話し合っていないと困ることになると思います。その辺については、教育長、何か申し入れをしていくつもりはあるのでしょうか。最後に伺います。

瀧田教育長

非常に難しいお言葉で、市町村教育委員会の行っている施策に対して私たちも可能な限り協力はしてまいりますし、市町村の抱えている課題等も理解はしているつもりでございます。体育館という一例を挙げさせていただくと、可能な限りお互いが譲り合って、その中でやれることを考えていくということも大事なことだと思います。今後、この雪は30年に一遍だからいいという考え方は私どもしておりませんので、先ほどのお答えにもありましたように、今回のこの大きな雪害に対してもう一度検証する中で、こういった場面にはこういった対応が可能かもう少し研究を深めてまいりたいと思います。

(期間採用教職員について)

小越委員

小中高、それから、支援学校のいわゆる期間採用の先生は何人いらっしゃるのかまずお伺いします。

渡井義務教育課長

まず期間採用者の数ですけれども、義務教育関係からお答えいたします。小学校、中学校合わせて329名になっております。

赤池高校教育課長

今年の5月1日現在の数字ですが、県立高等学校が127名、支援学校が116名、県立関係は243名であります。

小越委員

小・中学校で329人、高校、支援学校で243人となりますと、小学校の先生方の人数が、先ほどの予算でいきますと、小学校は3,273人、中学校は1,934人、高校が1,764人ということになっていますので、ざっとですけれども、先生方のかなりのパーセンテージ、下手をすると10%前後になる高校もあるのかと思います。小中合わせて329人ですから、5,000人近くのうちの300人とかかなりの数字を期間採用の先生方が占めて、学校の現場で教育に当たっていただいていると私は思います。この先生方、全員が全員ではないかもしれませんが、年度末に数日だけ空白をして、また継続して採用するという脱法的な行為が繰り返されているのは私も知っていますが、そういう先生方の人数はどのくらいいらっしゃるのでしょうか。

渡井義務教育課長

今現在やっている同じ方がまた次の年もやることにつきましては、基本的に期間採用につきましては臨時的任用職員でありますので、1年ごと契約になります。その数自体は把握しておりません。

- 小越委員 国会におきまして、例えば再任用の先生、臨時教員の先生方は、年間任用期間が半年だと更新は1回と地方公務員法に定められているので、年度末に数日の空白期間を設けて何度も繰り返すという、現場の先生方は多分知ってらっしゃると思います。三、四日だけ空白なのですが、期間採用として、臨時教員としてまた4月から学校の先生としてまた勤めていただく方がかなりいらっしゃると思います。それをつかんでないわけではないと思います。
- その先生方を今度はしっかりと継続するということから、使用が継続していると認められる場合、被保険者資格は継続するものとして扱うのが妥当と厚生労働省の年金管理審議官は言っています、通知も出しています。それは山梨県教育委員会の先生も当てはまると思います。それは年金審議官が法律的に継続雇用していることは被保険者資格が継続できると言われているのですから、それは直さなければいけないと思うのですが、どうして対応しないのでしょうか。
- 雨宮福利給与課長 今年1月に厚生労働省から出ました通知についてですが、事実上の使用関係が消滅した場合に被保険者資格が喪失するという今までの見解を改めて示したものと理解しています。使用関係の有無については実態に照らして個別的に判断して、適切に運用してまいります。
- 小越委員 実態に照らして運用していくということは、そのように継続して、三、四日空白してまた採用するという方は、社会保険の継続をする手立てをとるという理解で今の答弁はよろしいですね。
- 雨宮福利給与課長 期間採用教職員につきましては任用期間が決まっております。その任用期間が終了したときに、被保険者資格も喪失されます。採用された時点からまた資格が発生しますので、喪失する時点において県で次の資格が発生するということを確認しておりませんので、先ほどのように適切に運用してまいります。
- 小越委員 そうすると、年金管理審議官から出ている通知は無視することになります。それは国から出された通知で、学校の中で労働法をきっと学ぶべきですけれども、継続使用が認められる場合、被保険者資格は継続するものとして取り扱うことが妥当とされているのですから、その先生が三、四日だけ空白だったとしても、また採用されることがもうわかっているわけですから、そこで継続すべきだと国が通知を出して言っているわけです。それは県教委がしっかり守らなければいけないのではないですか。それは早急にやるべきだと思いますが、いかがですか。
- 雨宮福利給与課長 期間採用教職員につきましては例年3月中旬に次年度の任用に関する書類作成を行っていますが、児童生徒数の変動もありますので、この時点におきましては名簿へ登載するという意味合いとなっています。あくまでも採用予定の候補者としての手続ということになります。最終的には年度末の直前に採用者決定の決裁をとって発令通知書の交付をもって正式に本人に任用を通知しています。したがって、個別具体的に継続かどうか検討して運用していく必要があると。現時点では継続していると捉えてきていないところです。
- 小越委員 そのようなことをして厚生労働省から手厳しく指摘をされたときに、県教委としての立場がどうなるか非常に心配しております。既に使用が継続して認められる場合には、一つ一つのケースを見ながら、継続するようにぜひとも取り

扱っていただきたいと思います。先生方は、その三、日のために、手続して国民健康保険に入り、それでまた、社会保険に入り直すのです。今度また4月から先生来るよとわかっているにもかかわらずです。そんなことを教育現場でやっていていいものかと私は思います。

それで、先ほどお話を聞きました329人、243人ということで、かなり大変な数の方々が期間採用されているのですが、今回、昨年に比べて、先生方の数が、小学校では昨年3,330人が3,273人、中学校が1,985人、1,934人、そうしますと、小学校、中学校で57人、51人、高校で36人、合わせて144人、この予算書から見ると先生方の数が減っています。そうしますと、この期間採用の先生方をもっとちゃんと採用して現場の中に戻すようなこともできるのではないですか。

渡井義務教育課長 期間採用の教員につきましては、どうしても期間採用者を配置しなければならないという教員がございます。例えば育児休業を取っている教員とか休職をしている場合については、これは期間採用を充てなくてはならないということになっています。その数も相当、義務教育でいうと、3分の1ぐらいの方がおりますので、一概に全体の数を少なくすることについては難しい面もあるということで御理解願いたいと思います。

小越委員 来年度26年度から、小学校、中学校の少人数学級が県のプランでいくと完成ということになりますよね。中学校3年生の33人含めて。この144人先生方が減っている中では、35人だけではなく、例えば39人の単学級をちゃんと2クラスにする、30人学級をもっと広げる、その先生方の人数は十分財源的にも保障されて、もっと少人数学級を拡大できる財源的裏づけがあるのではないのでしょうか。いかがですか。

秋山次長・総務課長事務取扱 現在のはぐくみプランは明年度完成いたしまして、小学校6年生まで、また中学校3年生までとなります。教職員の職員定数につきましては、標準法がございまして、その定数によって措置されておりますので、子供の数が減って学級が減れば、その分職員定数は減になるということで、もし仮に教職員をふやすとすれば、県でまた財源等は用意しなければならないということになるかと思えます。さらなる少人数学級につきましては、今回はぐくみプランが完成いたしますので、またその効果等の検証がまずは第一だと考えています。以上でございます。

(ことぶき勸学院について)

高木委員 ことぶき勸学院のことについてお尋ねしたいと思います。私が24年11月の一般質問を行った際、事業仕分けになっていた勸学院の廃止も検討されておりましたが、ぜひ継続してほしいという話の中で、大学院は廃止になりましたが、勸学院は継続されて、本当によかったなと思えます。

これは昨年4月11日の山梨日日新聞の記事なのですが、ちょっと読ませていただきます。定員との差が非常に大きくなっている、定員が減ってしまっているということです。定員割れしているという中で、北都留は定員が40人のところを9人、峡東では50人のところを14人、南都留では40人のところを20人と書かれていて、大きく定員割れしているという状況らしいのですが、この時点からするとちょうど1年たっています。きょう現在の状況はどのようなになっているのか教えてほしいのですが。

近藤社会教育課長 昨日5日時点の応募状況でございますが、新1年の新入生ですけれども、88名の数が上がっております。

高木委員 今の88名は全定員数の何割ぐらいになるのでしょうか。

近藤社会教育課長 予定の定員が300名でございますので、現時点では、3割、30%ぐらいでございます。

高木委員 募集の期間を延ばしたということも過去にはあったようですが、今回はいつからいつまでで、定員に満たないときはどうするのか教えてください。

近藤社会教育課長 募集の期間は2月3日から3月7日まででございます。最終集計をまた行いますので、88名よりも若干ふえると考えてございます。これは例年どおりのことで、10日以降になりますが、空きがあり、定員に満たない場合は、再入学を受けることもございます。

高木委員 学費が以前には8,000円でした。それが倍になったにもかかわらず、内容がちょっと乏しくなっているという話を、知り合いからも聞いています。当然、学費が上がった分、内容も充実してほしいと考えるわけですが、その辺についてどのような捉え方を県はしているのか教えてください。

近藤社会教育課長 ただいまの委員の御指摘の点で、定員割れの状況につきましては、私どもとしましてもアンケートをとらせていただきました。委員の御指摘と少しずれるかもしれませんが、そのアンケートの中でございますと、新1年生におきましては、行政評価の廃止が前提になり、勸学院がなくなってしまうのではないかという思いをお持ちの方が多かったのではないかという意見も出ております。また、学習内容についてもアンケートをしてございますが、講座に関しては8割以上の学生の皆様が、興味を持つことができた、また理解することができたというお答えをいただいておりますので、講座内容としては十分に満足いただけるもの解してございます。

高木委員 23年の南巨摩の南巨摩学園、そして、峡南になって変わってはいますが、25年ですね。当時の23年の時点の授業内容からすると、これが16ありまして、ここでは4つに減ってしまっているのです。先ほどの質問とダブるかもしれませんが、随分後退しているというイメージを持っております。勸学院の生徒さん、学んでいる方たちからの不平も私の耳には入ってきているのですが、県は何かそういう情報は入っていますでしょうか。

近藤社会教育課長 御指摘の点につきましてはですが、基本的に講座内容の質を下げないことが前提で本年度もカリキュラムを組ませていただきました。ただ、その中で、新体制の中で申しますと、今までが9学園に分かれてそれぞれで学んでいたものが、甲府と都留の2拠点が学習の中心地になるということでございます。そういう点で、地元で勉強する割合が多少減ってしまったことがございます。地元につきましては9学園を6教室に変えまして開催してございますので、当然地元でなければできない学習を進めてございますが、どうしても中央へおいでいただくということもございまして、その辺の御負担もあったかと考えています。

高木委員 私、本会議の代表質問で、国文祭の成功がまた新たな文化の振興につながら

なければ意味がないといいますが、つなげてほしいというようなことを言ったのですが、人生経験豊富な勸学院の学生さんたちがお互いに切磋琢磨して学ぶということは、非常に地域力や文化力を向上させることにもつながっていくと思います。それは、ひいては、知事が提唱しておられる暮らしやすさ日本一にも資するものと考えます。そうした中で、勸学院が廃止になっていくのではないかと不安をお持ちの方々も中にはいらっしゃいます。その点について伺いたします。

近藤社会教育課長 先ほど申し上げましたように、新1年生の皆さんからのアンケートによりますと、今委員御指摘の勸学院のありようにつきまして、先ほど申しましたよう、行政評価の結果を受けまして廃止と思っている方が多かったということが1番に挙げられてございます。そういう点におきまして、私どもとしましても勸学院が実際にまだまだ続いていることをお示ししなければならぬという点でございまして、まずは募集要項につきましては例年よりも早目の配布をいたしました。また、全ての地域ではありませんが、地域のいわゆる回覧板にチラシを載せて、多くの皆さんに見ていただく取り組みもいたしました。それから、雪で大分うまくいかないところもあったのですが、オープンキャンパスとして地域の皆様に勸学院の授業内容をごらんいただく仕組みを考え、周知をしたところでございます。そういう点では、多くの皆様に勸学院が今も続いていることにつきましては御理解をいただいていると思っております。

高木委員 いろいろな周知の仕方があると思います。先ほど言った文化力や地域力など、お年寄りが健康で生きがいを持って暮らすという社会をつくっていく上では非常に意味がある、ことぶき勸学院だと私は思っております。ぜひ県も市町村に周知徹底して、あらゆる機関を通じて、ことぶき勸学院の存在あるいは意味を伝えてほしいと思います。最後にお答えください。

近藤社会教育課長 特に今、御指摘のありました、勸学院の本来の狙いの中に、高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、そして、地域に貢献できる人材づくりということありまして、それは本年度も継続的に進めてございます。その中で特に勸学院での学びが生かせるよう、学びの成果を地域で生かせるということで、例えば地域活動、ボランティア活動に参加した場合、それを単位として認め、新たに地域で貢献できる人材の育成を図り、新年度のカリキュラムに取り組んでいっております。そういう意味で、多くの皆様に地域で貢献できる学習をしていただくようと考えてございます。

(教職員の職場環境について)

望月(利)委員 教職員の方々の職場環境についてお聞かせいただければと思います。私、スポーツが好きで、夜、ソフトボールや、ナイターゲームに行く、学校に電気がついているのです。遅くまで大変だなと思い、「御苦労さま。頑張ってくださいね」と声をかけるのですが、終わるころもまだ電気がついている状況です。片や、今朝、凍っていましたが、子供たち大丈夫かなと思い早く起きたら、先生方が朝もう出ている、見守りや通学路の確保など御尽力されており、いつ寝ているのかと、職場環境が非常に心配になります。先生方の時間外、残業量はどのくらいで、実際何をやっているのかをお聞かせいただければと思います。

渡井義務教育課長 教職員の時間外につきましてですが、私も学校現場にいましたのでわかりますが、朝早くから大変遅くまで先生方が頑張っております。そういう実態

がございますが、いわゆる時間外につきましては、教職員は一般の公務員と違い、どこからどこまでが時間外か区別できませんので、一般の公務員のような時間外手当のシステムになっておりません。具体的に何時間やっていて、その内容が何かというデータについては特に持ち合わせていないのが実情です。

望月（利）委員 やっぱり生徒児童を教えるのは、本当に心意気というか、使命感が非常に強い方々がそろって、一生懸命熱意を持って教育現場でやっていらっしゃいます。そういう方々は当然無理をして子供たちのためにとやってしまう。しかしながら、それをしっかりと、環境をいい方向に導いてあげるチェック機関というか、先生方の職場環境をいい方向に、第三者的でもいいですが頑張っているけどもうちょっと休んだらという検証を、冷静な目で指導できる仕組みはあるのでしょうか。

渡井義務教育課長 仕組みと申しますか、県でも教職員のいわゆる過重労働、あるいは逆に言うと、子供たちと向き合う時間をたくさんつくる必要もありますので、年次有給休暇の計画的な取得については適宜指導しております。それから、教員の多忙になるいろいろな原因の1つとして、会議の精選、諸調査の精選なども県の中でできるだけ負担にならないようにいろいろ工夫してやっております。

望月（利）委員 年次休暇をとりなさいということではなくて、1日の中でどうやっていくのかも重要だと思いますし、先生方が無理してしまう部分も県がある程度音頭をとって、先生方の環境を整えていかなければいけないと思います。学校現場、教育現場の一番の目的は何でしょうかお聞かせください。

渡井義務教育課長 子供たちの健全育成だと考えています。

望月（利）委員 まさに子供たちの健全育成をほんとに集中してやっていいと思うのです。今それ以外の、俗にレッドテープ、文書的なものが非常に多く煩雑で、それを大量に出さなければいけないことに時間が割かれて、本来の子供たちのためにとという部分と同じウエートか、それ以上の容量、余分なものが非常にあると思うのです。その部分をしっかりと精査して、本来の目的、子供たちのためにとという目的の部分を手厚くできるよう県の教育委員会でしっかりと音頭をとっていかなければならないと思います。その点について、例えば県教委から文書事務を簡素化する通達を出すなどのアクションを起こす考えはあるかどうかお聞かせください。

渡井義務教育課長 子供たちの健全育成が目的であり、諸会議なども全て子供たちのために関連づけてやっておるわけですが、確かに過重負担が多いことも承知しております。先ほども申し上げましたような、いろいろな調査活動の精選や、あるいは学校現場で教職員が今みたいな過重労働にならない指導等も継続してまたやっていきたいと考えております。

望月（利）委員 しつこいようですが、現場サイドまたは一教職員とか新人の先生方がそういう声を上げづらい部分があると思います。その辺をしっかりとケアしてあげてほしいということをお願い添えまして、教育長から一言いただければ非常にありがたいと思います。

瀧田教育長 委員の御指摘は重々承知しているつもりでございます。先生方自身の仕事へ

の向き合い方、あるいは力量も上げておくことも必要だと思いますし、職務の精選も当然必要だろうと思いますし、可能な限りの教育環境の整備も必要だと考えています。やはりそれらをバランスよく進めることができますよう、今後とも工夫、それから、留意に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

中村委員

議論をいろいろしてきて御苦労さまでした。2月に新しく教育振興プランが出ました。それはいろいろな狙いがあると思うのですが、特にふるさとを愛し、世界に通じる人をつくっていくことがやまなしの教育振興プランの目標であることは我々よくわかっているのですが、教育プランといっても、なかなか難しいと思います。それで、先ほどの議論をいろいろ聞いていますと、いじめの問題、学力の向上が今まで議論の中で一番、各先生方が大事だということで議論されてきていると思うのですが、我々はやはり教育は人づくりだということが基本だと思っています。それだけに、山梨の教育が全国の中でも注目されるようなものをぜひ目指してほしいと私は考えているわけです。

これが特に学校、家庭、もう1つは地域もありますので、なかなか難しさはあろうかと思いますが、しっかりと山梨県の教育振興プランを掲げた以上は、これに向けて成果のあるものにしてほしいということを一言述べさせていただきたいと思います。教育長の考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

瀧田教育長

御指摘ありがとうございました。確かに新しいプランの「未来を拓く「やまなし」人づくり」、人づくりが私たちの使命だろうと考えています。本日の委員会、昨今の御指摘も含めてですが、昨今の教育を取り巻く課題というのは多岐にわたり、あるいは複雑化しており、教育界というよりも社会全体の問題でそうではないかなという捉え方もしております。

そうした中であって、今御指摘いただきたいいじめ等については、もちろん早期発見、迅速な取り組みといった早急な対応、あるいは学力向上についても、実効のある直近の取り組みといった、本当に即効性のある施策が必要であるということは重々わかっております。一方、家庭の学習習慣、あるいは先ほど来、学ぶことの楽しさあるいは読書のおもしろみといったものを通して、人づくりといったことはやはり中長期的な展望に立って長い目で推し進めていかなければいけないものもあると考えております。そういった観点から今回の予算も計上させていただきました。本日の御指摘も含め、今後ともぜひ人づくりのために委員各位から御指摘、御意見、御示唆を賜ればありがたいと思います。今後ともぜひよろしく願いいたします。

その他

- ・委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。

以上

教育厚生委員長 白壁 賢一